

介護保険のお知らせ

■もう一度納付書をご確認願います

第1期～第7期までの納期限（2月2日）が過ぎていきますので、もう一度納付書をご確認のうえ、お忘れになっている方は早急に納入してください。

■未納者には督促状を發布

納期限が過ぎても保険料を納付されていない方には、督促状を發布いたします。

督促状が發布されると督促料（100円）がかかりますので、心当たりの方はご注意ください。

■便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で介護保険料の口座振替ができます。

手続きは簡単にできますので、ぜひご利用ください。

《必要なもの》

- ①介護保険料納入通知書 ②通帳 ③通帳使用印

■税金の控除があります

65歳以上で身体障がい者手帳の交付を受けていない

方のうち、寝たきりの状態にあるなど、一定の要件に該当する方は、障がい者に準ずる者として、町長の認定を受けることにより障がい者控除の対象となります。

特に介護保険の要介護度4・5に認定された方は、町長の認定を受けることができる可能性がありますので、お知らせします。

また、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定を受けている方については、医師の発行する証明書に代えて「おむつ使用の確認書」を交付できる可能性があります。

それぞれの申請書等の関係書類は、町民健康課窓口を用意しておりますので、印かんを持ってお越しください。

なお、認定書や確認書の交付には手数料（300円）がかかりますので、ご了承ください。

その他、介護保険料は社会保険料控除に、介護サービスの利用料の一部は医療費控除にそれぞれ対象となります。

【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ（☎2-2453）

衣類の無料回収

使わなくなった衣類や布地をウエス（工業用雑巾）に再利用し、ゴミの減量を進めるため下記のとおり受け入れを実施します。

【お問い合わせ先】生活環境課生活環境グループ（☎2-2454）

《日時・場所》

◎2月16日(月)

- 大浜振興会館 10:00～10:20
- 中の沢振興会館 10:30～10:50
- 国縫振興会館 11:00～11:20
- 静狩振興会館 13:20～13:40
- 双葉振興会館 14:20～14:40

◎2月17日(火)

- 特別母と子の家 10:00～10:20
- 長万部振興会館 10:30～10:50
- 新開寿の家 11:00～11:20
- 南栄町老人憩の家 13:20～13:40
- 福祉センター 13:50～14:10

※回収場所へ行けない方は、ご自宅へも回収に伺いますので、上記へご連絡ください。

《出すときの注意》

- ①綿50%以上の物とそれ以外の物は、分けてください。
- ②紙袋やビニール袋は、お持ち帰り願います。
- ③回収できないものが混入している場合は、受け入れできません。
- ④洗濯がしてあること。
- ⑤ボタン、ファスナーなどの装飾品は、そのままで結構です。
- ⑥ポケットに物が入っていないか確認してください。



《回収できるもの》

Tシャツ・Yシャツ類・シャツ類・タオル類・パジャマ類・スーツ・ジャー

ジ・セーター・フリース・コート・ジャンパー・スキーウェア・Gパンなど再利用可能な物

《回収できないもの》

布団・ベットマット・座布団・玄関マット・便座カバー・カーテン・ハギレ
※洗濯していない物・ぬれている物
※汚れのひどい物・カビやペットの臭いのする物

※5月にも無料回収を実施予定です。また、ふれあい広場（7月）、文化祭（11月）での回収も予定されています。

(有料広告)

サービス付き高齢者向け住宅

ケアパレス平里



ゆったりと安心・安全な暮らし

※60歳以上の方お気軽にご相談ください

随時見学、ご相談承ります！

入居者募集中！

株式会社 鈴木総合サービス

〒049-3513

山越郡長万部町字平里43-5

TEL・FAX (01377) 2-3338